



特定疾病を保障するご契約の支払い事由等を 拡大します

当社では、2017年4月2日から、特定疾病（悪性新生物・急性心筋梗塞・脳卒中）を保障する保険種類・特約について、保険金等のお支払い事由・保険料のお払込免除事由を拡大します。

ポイント1 急性心筋梗塞・脳卒中による手術の保障を追加します！

- ・特定疾病（悪性新生物・急性心筋梗塞・脳卒中）を保障する保険種類・特約のお支払い事由等を拡大し、「急性心筋梗塞・脳卒中により所定の手術を受けたとき」にも保険金等をお支払いし、または保険料のお払込みを免除します。
- ・現在のお支払い事由等は、急性心筋梗塞・脳卒中の場合、所定の状態が60日以上継続することを要件*としていますが、今回の改定により、急性心筋梗塞・脳卒中により所定の手術を受けたときには、すぐに保険金等のお支払いまたは保険料のお払込みを免除できます。

* 現在のお支払い事由等では、急性心筋梗塞の場合は「労働の制限を必要とする状態」が、脳卒中の場合は「他覚的な神経学的後遺症」が60日以上継続することを要件としています。

ポイント2 追加の保険料・お手続きは不要です！

- ・お支払い事由等の拡大に伴い、追加の保険料はいただきません。また、お手続きも必要ありません。

ポイント3 2017年4月1日以前のご契約についても、お支払い事由等を拡大します！

- ・対象の保険種類・特約の場合、2017年4月1日以前のご契約についても、2017年4月2日以降、お支払い事由等を拡大します。
(2017年4月2日以降に、拡大したお支払い事由等に該当する手術を受けた場合に対象となります。)





お支払い事由等の内容

(1) 改定後の概要

	2017年4月1日まで	【改定後】2017年4月2日以降
悪性 新生物	初めて悪性新生物と医師により診断確定されたとき ^{※1} (ただし、上皮内がん、皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がん、責任開始日から起算して90日以内に診断確定された乳がんは対象外です。)	(変更なし)
急性 心筋梗塞	急性心筋梗塞により、初めて医師の診療を受けた日から起算して60日以上、労働の制限を必要とする状態(軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態)が継続したと診断されたとき	急性心筋梗塞により、初めて医師の診療を受けた日から起算して60日以上、労働の制限を必要とする状態(軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態)が継続したと診断されたとき NEW <u>急性心筋梗塞により、所定の手術を受けたとき</u>
脳卒中	脳卒中により、初めて医師の診療を受けた日から起算して60日以上、言語障害、運動失調、麻痺などの他覚的な神経学的後遺症が継続したと診断されたとき	脳卒中により、初めて医師の診療を受けた日から起算して60日以上、言語障害、運動失調、麻痺などの他覚的な神経学的後遺症が継続したと診断されたとき NEW <u>脳卒中により、所定の手術を受けたとき</u>

※1 限定告知医療用特定疾病診断保険料免除特約の場合、再発・転移も対象です。



(2) 追加するお支払い事由等の詳細

次の事由に該当した場合に、保険金等をお支払いしまたは保険料のお払込みを免除します。

急性心筋梗塞*¹または脳卒中*¹の治療を直接の目的として、病院または診療所*²において、次のいずれかの手術を受けたとき

- (1) 公的医療保険制度*³によって保険給付の対象となる医科診療報酬点数表*⁴に手術料の算定対象として定められている手術
- (2) 先進医療*⁵に該当する診療行為（診断および検査を目的とした診療行為ならびに注射、点滴、全身の薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為を除きます。）

*1 約款別表に定めるものをいいます（当該疾病の定義は変更しません）。また、責任開始期以後に発病したものに限りません。

*2 次のいずれかに該当するものをいいます。

- ① 医療法に定める日本国内にある病院または診療所
- ② ①と同等の日本国外にある医療施設

*3 次のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。

健康保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法、私立学校教職員共済法、船員保険法または高齢者の医療の確保に関する法律

*4 手術を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている医科診療報酬点数表をいいます。

*5 厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養（平成18年厚生労働省告示第495号）第1条第1号に規定する先進医療をいいます。ただし、診療行為を受けた日現在 *3 の法律に定められる「療養の給付」に関する規定において給付対象となっている診療行為は除きます。



対象となる保険種類・特約

(1) 保険金等をお支払いする保険種類・特約

対象となる保険種類・特約	お支払い事由を追加する保険金等の名称
<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定疾病保障終身保険 ・ 5年ごと利差配当付特定疾病保障終身保険 ・ 特定疾病保障定期保険 ・ 特定疾病前払式終身保険 ・ 特定疾病保障定期保険特約 	(特約) 特定疾病保険金
<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定疾病収入保障特約 	特約特定疾病年金
<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定疾病診断給付金特約 (医療保険) 	特定疾病診断給付金

(2) 保険料のお払込みを免除する特約

対象となる特約
<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療用特定疾病診断保険料免除特約 ・ 特定疾病診断保険料免除特約 ・ 限定告知医療用特定疾病診断保険料免除特約 ・ 医療(08)用特定疾病診断保険料免除特約 ・ 保険料払込免除特約^{※1}

※1 「お支払い事由等の内容」の「(1) 改定後の概要」に記載している特定疾病による場合の他、所定の身体障害状態・所定の要介護状態に該当した場合にも保険料のお払込みを免除します。

以上